

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会  
ホームページ広告取扱要領

平成24年11月1日  
練社経総723号

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理するホームページで URL が <http://www.neri-shakyo.com/> で始まるもの（以下「本会ホームページ」という。）において、画面上に広告宣伝用の画像を表示し、当該画像をクリックすることにより本会ホームページ以外のページにリンクさせる方式の広告（以下「バナー広告」という。）を掲載する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の内容等)

第2条 広告の内容は、掲載する内容が一定期間継続することが見込まれるものであり、かつ、本会のサービス利用者および会員にとって有用と思われる商品・サービス・情報、または広く公共に利すると思われる商品・サービス・情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

- (1)各種法令による広告規制に反するもの
  - (2)第三者の肖像権または著作権、財産権を侵害するおそれのあるもの
  - (3)政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝に関するもの
  - (4)差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
  - (5)青少年の健全育成にとって有害であるものまたはそのおそれのあるもの
  - (6)あたかも本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (7)当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
  - (8)その他、本会ホームページに掲載する広告としてふさわしくないと本会会長（以下、「会長」）が認めるもの
- 2 次の各号に掲げる業種に係る広告は掲載することができない。
- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
  - (2)消費者金融に関するもの
  - (3)賭博・ギャンブルに関するもの
  - (4)法令に定めのない医療に類似する行為を行うもの
  - (5)取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが頻繁に起こることが想定されるもの
  - (6)その他、広告を掲載する業種又は業者として適当でないと会長が認めるもの
- 3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、東京都の指名停止措置等を受けているもの等の広告は掲載を拒否することができる。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(バナー広告の禁止表現)

第3条 バナー広告における表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載することができない。

(1) 本会の情報と錯誤するおそれがある表現、画像を使用したもの

(2) 誇大な表現及び根拠のない表示及び誤認をまねくような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する）

「OK」、「キャンセル」、「はい」、「いいえ」、「閉じる」などのボタンのあるデザイン

(3) 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

(3) 虚偽の内容、実際には機能しないものを表示するもの

(バナー広告の規格等)

第4条 バナー広告を掲載する位置、規格等については、原則として次のとおりとする。

(1) 位置 トップページ内の本会が定めた場所

(2) 枠数 トップページ最大5枠

(3) 規格 ・大きさ高さ 縦60ピクセル×横120ピクセル

・データ形式 GIF（アニメ不可）もしくはJPEG

・データ容量 20KB以内

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、12か月を超えない範囲とする。

2 バナー広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 バナー広告の掲載を終了する日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項、第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始の休業日に当たる場合は、翌日を掲載開始日及び掲載終了日とする。

5 第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、応募状況により期間途中からの掲載を可能とする場合もある。なお、その場合も掲載期間は1か月を単位とする。

(バナー広告の掲載料)

第6条 バナー広告の掲載料は下記の表に定めるものとする。

掲載期間	区内事業者	区外事業者
1か月	12,000円	15,000円
6か月	65,000円	80,000円
12か月	120,000円	150,000円

2 本会の団体会員については、第1項で定める料金より1割を引いた価格が掲載料となる。

3 公用もしくは広く公共に利すると思われる広報バナーについては、会長が特に必要があると認める場合、広告掲載料の減額等を検討・決定することができる。

(募集)

第7条 バナー広告の募集は、本会ホームページ、ねりま社協だより等において、原則として公募方式で行うものとする。ただし、特定の事業者や団体等に対して個別に掲載の依頼を行うことを妨げない。

(広告掲載申し込み)

第8条 バナー広告掲載を希望する者は、別に定めるバナー広告掲載申請書(様式第1号)及びバナー広告案を本会より指定された期日までに、遅滞なく会長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第9条 本会は、第8条による承諾を求められた場合は、第2条及び第3条の規定に基づき、速やかに掲載の可否を決定し、別に定める広告掲載決定通知書(様式第2号)を用いて申込者に通知しなければならない。

- 2 本会は、提出されたバナー広告案の内容が第2条、第3条及び第4条の規定に反すると判断した場合は、広告掲載希望者に対して修正を求めることができる。
- 3 本会は、第4条の規定で定めた枠数を超えてバナー広告掲載の申込があった場合は、本会の事業目的(本会定款第1章第1条、第2条)に合致するもの、区内に事業所を有するものを優先させるものとする。
- 4 第3項の優先規定に合致するバナー広告掲載の申し込みが複数ある場合は、申込の早かったものを優先させるものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載者は、本会が指定する期日までに、第6条に定める広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取消)

第11条 本会は、掲載しているバナー広告が第2条及び第3条に定める事由に該当することが明らかになったときは、速やかに掲載を停止し、掲載の決定を取り消すものとする。

- 2 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。
  - (1)第10条第1項に定める期日までに広告掲載料の納付がされないとき
  - (2)その他、会長が特に掲載の決定を取り消す必要があると認めたとき

(広告掲載料の還付)

第12条 納入された広告掲載料は原則として還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、納入された広告掲載料の一部または全部を還付することができる。
  - (1)広告掲載者の責によらない理由により掲載することができなかつたとき
  - (2)本会ホームページが連続して24時間以上閲覧できなかつたとき
  - (3)その他、会長が特に必要であると認めたとき

(広告掲載者の責任)

第 13 条 広告掲載者は、掲載したバナー広告の内容およびリンク先ページに関する一切の責任を負う。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項については、会長が別に定める。

付則

この要領は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。